



法人こおりやま

2017. 4

第466号



題名/古里の春(F50号) 提供/大波 天久 中国書法研究院客員教授

～従業員向けの情報も満載です。 事業所内にて御回覧下さい～

インターネットセミナー

300タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

郡山法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.koriyama-hojinkai.or.jp>

無料

郡山法人会

検索

で検索いただけます

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID

パスワード

ログイン

ID・パスワードは

会員ID: **1101** パスワード: **1005**

お問い合わせは郡山法人会事務局まで TEL:024-933-7777

目次

税務署ニュース

個人の確定申告が

間違っていたときは

..... 2

税のミニ通信

平成29年度税制改正大綱から

中小企業に関連する項目について

..... 3

AI(人工知能)は

人の職を奪うのか

..... 4

新入会員のご紹介

..... 6

トピックス

..... 7

税務署ニュース

個人の確定申告が間違っていたときは

個人の確定申告書を提出した後で計算誤りなど申告した内容に間違いがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することができます。また、確定申告をしなければならないのに、確定申告することを忘れていた場合は、できるだけ早く申告するようにしてください。

1 税額を多く申告していたとき【更正の請求】

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額されます。

【手続】 更正の請求書に必要事項を記入して、納税地を所轄する税務署長へ提出してください。

更正の請求書は、国税庁ホームページから作成できます。

【期間】 更正の請求書は、次の期間内に提出してください。

○ 平成24年分から平成28年分・・・法定申告期限から5年以内

2 税額を少なく申告していたとき【修正申告】

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。

【手続】 修正申告書に必要事項を記入して、納税地を所轄する税務署長に提出してください。

修正申告書は、国税庁ホームページから作成できます。

【期間】 修正申告は、税務署長から更正を受けるまではいつでもできますが、修正申告によって納める税額には、法定納期限（平成28年分の所得税及び復興特別所得税は平成29年3月15日（水）、消費税及び地方消費税は平成29年3月31日（金））の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。

また、修正申告をする場合や、税務署長が更正を行う場合には、新たに加算税が賦課される場合があります。

3 確定申告を忘れていたとき【期限後申告】

確定申告をしなければならないのに、確定申告をすることを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。

なお、提出期限に遅れて申告した場合には、新たに加算税が賦課される場合があるほか、法定納期限の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。

【お問い合わせ先】

郡山税務署 個人課税第一部門 電話（代表）024-932-2041（内線213）
音声案内メッセージに従い、「2」（当税務署にご用の方）を選択してください。

税のミニ通信

平成29年度税制改正大綱から

平成29年度税制改正大綱が平成28年12月22日に閣議決定されました。今回は大綱から中小企業に関連する項目をいくつか紹介させていただきます。



東北税理士会郡山支部
税理士 小林 由拓

1. 地域中核企業向け設備投資促進税制の創設

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正を前提に、青色申告書を提出する法人が、同法の改正法の施行の日から平成31年3月31日までの間に、その法人の特定承認地域中核事業計画に係る地域未来投資促進法(仮称)の同意地域中核事業促進地域(仮称)内において特定地域中核事業施設等を新設し、又は増設した場合において、その特定地域中核事業施設等を構成する機械装置、器具備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をして、その地域中核事業(仮称)の用に供したときは、その取得価額の40%(建物及びその附属設備並びに構築物については、20%)の特別償却とその取得価額の4%(建物及びその附属設備並びに構築物については、2%)の税額控除との選択適用ができることとしました。ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とします(所得税についても同様とします。)

(注1)上記の「特定承認地域中核事業計画」とは、承認地域中核事業計画(仮称)のうち、地域未来投資促進法による一定の基準に適合することについての国の確認を受けたものをいいます。

(注2)上記の「特定地域中核事業施設等」とは、その法人の特定承認地域中核事業計画に定められた施設又は設備で、その計画に従って行う地域中核事業の用に供するもののうち、その取得価額の合計額が2,000万円以上のものをいいます。

(注3)対象資産の取得価額の合計額のうち本制度の対象となる金額は100億円を限度とします。

2. 中小企業向け研究開発税制の強化

中小企業技術基盤強化税制について、試験研究費の総額に係る税額控除制度の改組にかかわらず、一律の税額控除率(現行:12%)を維持した上、2年間の時限措置として、次の措置を講じます。なお、次の①□、②及び平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除制度は、選択適用とします(所得税についても同様とします。)

① 試験研究費の増加割合が5%を超える場合には、次のとおりとします。

イ 税額控除率(12%)に、増加割合から5%を控除した割合に0.3 を乗じて計算した率を加算します。ただし、税額控除率の上限は17%とします。

□ 控除税額の上限(当期の法人税額の25%)に当期の法人税額の10%を上乗せします。

② 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合には、控除税額の上限(当期の法人税額の25%)に、当期の法人税額に試験研究費割合から10%を控除した割合を2倍した割合(10%を上限とします。)を乗じて計算した金額を上乗せします。

3. 中小企業の賃上げを促すための税制上の措置

雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度について、平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額のその比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上である場合における控除税額を、雇用者給与等支給増加額の10%と雇用者給与等支給増加額のうち雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額の12%との合計額(現行:雇用者給与等支給増加額の10%)とします(所得税についても同様とします。)

AIと人が共存する現在と未来

は人の職を奪うのか

青山学院HiCon(株)主管研究員・フィルゲート代表 菊原政信

近年、テクノロジーの発達により、仕事、生活ともに効率性や利便性が増す中、将来AI（人工知能）やロボットが人にとって変わり、今後10年間に無くなる職業が話題となっています。

ことの発端は、2013年に英国オックスフォード

大学マイケル・オズボーン准教授の論文「雇用の未来」の中に記された、コンピューターに取って代わる職業リストがメディアに取り上げられたことです。

本当に将来、SF映画の様な世界が訪れて、全てにおいてAIやロボットが主体となり、人間は一方的に使われて行く世の中になっていくのでしょうか。

今後、人とAI、ロボットが共存していくためには、どうするべきかを考えて行きます。

産業革命とAIの歴史

人類は、過去幾度も産業革命を経験してきました。18世紀後半から19世紀前半に起こった第一産業革命では、手工業生産から生産技術の発明により工場生産に、第二次産業革命では、鉄鋼・機械などの重工業が栄え、第三次産業革命では、コンピューターやロボットによる生産工程の自動化、

そして現在はインダストリー4.0と呼ばれる第四次産業革命が進行しています。これは、今後全てのものがインターネットと繋がりがAIにより生産性、効率性を飛躍的に高めるといいうのです。

過去、このような時代の変遷においては、従来の職業が衰退して、職を奪われてきた歴史がありました。

しかしながら、その変革期後には、また新たな職業が生まれ、働き手の需要を吸収してきました。

一方、AIの歴史は1950年代後半から1960年代に学術的な研究が行われ、1970年代には様々な実験が行われる様になりました。やがて、1980年代に入ると、コンピューターの性能向上と共に、「エキスパートシステム」と呼ばれる人間の判断や意思決定を補えるのではないかと考えられました。

しかしながら、この段階ではどのような判断をすべきかは、予め人間がインプットする必要があったため、やがてブームは去ってしまいました。

ここに来て、改めてAIが注目されてきたのは、従来のAIとは違い、コンピューターが膨大なデータ（ビッグデータ）を取り込み、機械学習やディープラーニングと言われる、自らが学習して、答えを導き出すことが可能となってきたからです。これは、例えば、人が初めて経験することに對しては、最初はきちんないことでも、やがて知識や経験を積むことにより、精度の高い判断ができるようになることに似ています。

現在どのようになっているか

このように、人の手を介さずに、コンピューターが自ら結論を導き出していくことが、従来のAIと大きく異なる点です。

2016年、Google

のAI「AlphaGo」が、囲碁のプロ棋士を破ったことが話題となりましたが、これも過去の膨大な対局データを学習し、対戦したものです。

そこで、現在ではどのようなことに、AIやロボットが使用されているのかを見ていきます。

その前提として、今後日本においては、少子高齢化による労働人口の減少が進む中、生産性を維持向上させて行くには、もはやAIやロボット等の活用は必須ものとなって行きます。

そのような日本の特殊性を考えても、将来、定形的な業務のうちAIが得意とすることは、徐々に代替されるようになってくるだろうと、予想されています。

それでは、現在どのような業務や業種で、実際にAIやロボットが導入されているかを幾つかをご紹介します。

1. コールセンター

コールセンターでは、日

々のお客様からの問い合わせに対して、的確な返答や、最適なものやサービスを勧める業務にあたっていきます。

お客さまとの話のやり取りの中で、マニュアルや商品の情報を検索して回答していますが、そこで課題となるのが、オペレーターの知識や経験の度合いによりお客様をお待たせしてしまい、かえって不満を招いてしまう恐れがあります。

そこで、既に過去のオペレーターとお客様の会話を分析学習したAIからの補助により、対応を早めて、通話時間の短縮に寄与していきます。

また、ベテランと新人の知識や経験の差をなるべく均一にして、顧客満足度を向上させる試みもされています。

2. ロボットによる接客

お客様の接客に、AIと連動したロボットを導入する試みが進められています。店舗を構えている小売や

サービス業では、店内の案内、商品の説明、その他手続きについて等、従来は対面によることが多かった場合でも、スタッフの補助的な役割としてだけでなく、業務そのものを人に代わって行っているケースもあります。

勤務シフトの管理を気にせずにいられることから、今後部分的な役割から導入されることでしょう。

3. インターネット通販

最近では、スマート・フォンの普及とともに、商品の購入を実際の店舗とネットショップで隔てなく購入できるオムニチャネルという、取り組みが進められてきています。

店舗での購入は、スタッフによる対面販売が主であっても、営業時間が決められているため、閉店後は、問い合わせや購入することができません。

そこで、インターネットのショップと連携して、様々な質問に対してSNS(ソ

ーシャルネットワーク)等で、チャットポッドと呼ばれるAIによる回答を自動化するケースが見られるようになってきました。

4. その他

上記のケース以外でも、金融業界ではお客様の資産運用について営業担当者のサポート、証券業界では株取引の自動売買、医療業界ではセカンドオピニオン、物流では最適な配送ルートの検索、工場では熟練工の退職に備える等、様々な産業に関わるあらゆる分野にAIの活用が検討、導入され始めています。

★ AIと人が共存する環境

今まで述べてきた通り、今後、AIやロボットの導入は、直接・間接を問わず、これから世の中に、更に浸透して行くことでしょう。

特に、典型的な仕事については、10年〜20年間の内には、かなりの業務について代替されることが予想さ

れます。

それでは、今後、AIやロボットが普及することにより、職を追われる人が増えていくかと言うと、今までの歴史が物語ってきた通り、従来、人手により行われていた職が減って行くことは想定されますが、現在のAIは万能ではありません。

特定の分野に絞り込んだ情報収集、分析、推論は得意としますが、将来に対するビジョンを示すこと、士気を高めること、意思決定を行うこと、ましてや、場の空気を読んで物事を進めること等々には及ばない状況です。

このようなことから、今後は、将来に対して悲観的に捉えずに、ICT(情報通信技術)の導入や、AIやロボットが得意とするところは任せて、人は更に付

加価値の高いことに専念して行くと言う意識改革を行うことが得策です。

従来は、AIを活用する

には、開発費等に莫大な資金を要するため、大手企業のみが導入を進めてきましたが、現在では、中小企業やベンチャー企業においても、既に開発されているAIを、クラウドサービスとして利用できる環境が整って来ました。

今後を見据えて活用を考える上で、まずは現状の社内体制や業務を改めて見直し、人によらなければ出来ないこと、AIで代替できることを洗い出して、検討してみることも必要です。

最後に、冒頭で紹介したマイケル・オズボーン准教授の論文「雇用の未来」のまとめでは、人はコンピューター化に影響を受けない、創造性と社会的知性を身につける必要があると述べています。

この様に、テクノロジーが進化しても、あくまで人が主役でAIやコンピューターは、その支援・補助者として共存することができ

平成28年度 新入会員のご紹介

●平成28年度にご入会いただきました会員の皆さまをご紹介します。

No.	事業所名	住所
1	(株)安藤塗装店	横塚
2	ウェイク(株)	菜根屋敷
3	(株)エアープランズ	安積町
4	(株)アコグラティ	田村町
5	プティボヌール(株)	日和田
6	(有)榎並商会	田村町
7	(株)遠藤興業	大槻町
8	(株)JAST	大越町
9	(株)コスモス財産アドバイザー	虎丸町
10	(株)和起	喜久田町
11	(株)アコーデオン	安積町
12	AIG富士インシュアランスサービス(株)郡山支店	虎丸町
13	(株)リゾーム	田村町
14	エフアイ(株)	逢瀬町
15	(株)KOUSEI	富田町
16	(株)I'sプランニング	大槻町
17	(有)三瓶精機	三春町
18	(株)YNCコーポレーション	函景
19	ワーキングカラー(株)	安積町
20	(株)ダイカン	堤
21	(株)新栄社	大槻町
22	サクセスヒーティング	福島市
23	(合同)オフィスシード	富田町
24	(有)レセプター	備前館
25	(有)ドライブログ	安積町
26	(株)ゼネボ・エクステリア	安積町
27	(株)S.W.S	富田町
28	(株)リライフ保険サービス	桑野
29	(合同)蹄桜ファーマーズ	三春町
30	おそうじ本舗 郡山横塚店	富久山町
31	今泉 英史	白岩町
32	エル・マナ	大町
33	早川商店(株)	堂前町
34	ポレポレ	堂前町

No.	事業所名	住所
35	(有)愛宕屋	富田町
36	佐藤商会	安積町
37	開東産業(株)	大槻町
38	(有)若杉電設	八山田
39	佐藤正勝工業(有)	大槻町
40	花空間	並木
41	チャップリン	駅前
42	(有)斉藤住宅建材	大槻町
43	(有)中田建設工業	富久山町
44	(株)ASK&BID	深沢
45	(株)永澤住設	大槻町
46	渡部土木(株)	三春町
47	陣野商店	富久山町
48	(株)葉山緑林	大槻町
49	(株)おおはし生花店	船引町
50	(株)なかやま理化教材	開成
51	(有)湯口会計事務所	富田町
52	(株)休石温泉 太田屋	逢瀬町
53	(株)二瓶シール工業	昭和
54	(株)浦瀬興業	富久山町
55	(株)古川空調	静町
56	(株)T&J	須賀川市
57	大雅土木(株)	富久山町
58	(有)友信	安積町
59	降矢建設(株)	大槻町
60	(株)アイスエンジニア	富久山町
61	(株)スタジオ・シェルパ	大槻町
62	(株)トウショウ	安積
63	エムライズ(株)	大槻町
64	郡山サッシセンター(株)郡山事業所	富久山町
65	ひめさゆり訪問マッサージ	芳賀
66	特定非営利活動法人 パレット21	安積町
67	goo studio(株)	安積町

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!


添付書類の提出省略

還付がスピーディ

法人会 法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

電子申告で効率UP!



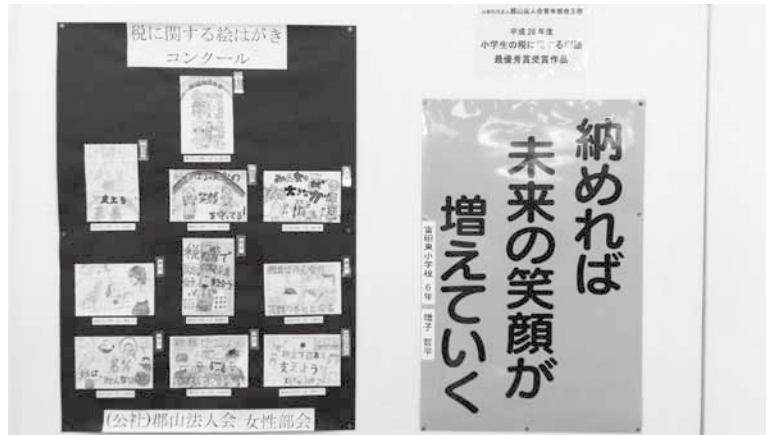
ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス
検索



税の啓蒙活動

2月13日から3月15日までの期間、南東北総合卸センター内に開設した確定申告書作成会場において、当会で実施した、「小学生の税に関する標語最優秀賞作品」及び「小学生の税に関する絵はがき受賞作品」を掲示し、税の啓蒙活動を実施した。



税の啓蒙活動

小野支部 「小野町献血運動」 たまご寄贈

郡山法人会小野支部は社会貢献活動の一環として、小野町で実施している献血運動にご協力いただいた方へ、お礼として配布するたまごを小野町へ寄贈している。

2月16日、大和田勝典支部長は大和田昭小野町長を訪問、たまごを寄贈し、2月19日に「おのタウンコムコム内駐車場」で実施された献血運動でご協力いただいた方へ配布された。



大和田町長(左)へたまごを寄贈する大和田支部長

骨髄バンク推進連絡協議会 郡山支部へ募金寄贈

女性部会は3月9日(木)、福島県骨髄バンク推進連絡協議会郡山支部へ54,170円を寄贈した。

この事業は、今年で4度目となり社会貢献事業の一環として、「希望プロジェクト～未来を担う子供たちのために～」と題し、第2委員会(社会福祉委員会)が中心となり郡山市内、田村市内、田村郡の百貨店、ホテル、スーパー、スイミングスクールなどに募金箱を10個設置し善意を募った。

贈呈式を同日、郡山法人会館にて行い、女性部会の阿部尋子部会長より、福島県骨髄バンク推進連絡協議会郡山支部代表の坂本和豊さんに浄財を手渡した。

式には、郡山支部事務局で奥様のあけみさん、女性部会第2委員会岡部純子委員長、矢部祥子副委員長が臨んだ。



坂本代表(左から2番目)へ募金を寄贈する阿部部会長(中央)と(右から)矢部副委員長、岡部委員長



「経営塾」開塾式及び第1回例会

企業経営について毎回違う講師を招き、自分自身の経験を交えて講話をいただく「経営道場」が、より実践的な経営についての勉強会「経営塾」と称し、新たに開塾した。経営塾とは、企業経営者としての基礎知識、話す力、考える力について、ディスカッションやディベート形式等で講義を行い、実践経営力を身に付け、企業の発展、塾生間の相互啓発及び交流を通じ、経営者としての人づくり、異業種の仲間づくりのための経営研修の会である。今年度の例会は、6回(2か月に1回)予定している。



経営塾 第1回例会

3月21日、経営塾開塾式及び第1回例会がホテルハマツで開催され、27名が参加した。経営塾立案者である伊野勝彦会長より、「経営塾を通し法人会への理解を深め、少しでも経営の実力をつけてほしい。ぜひ、実践に生かせるよう学んでほしい。」とご挨拶いただいた。次に、熊田耕治運営委員長、幕田宙晃塾頭、廣川寛副塾頭、石井敏也副塾頭が紹介され、例会へ移行した。

第1回例会は、「ディベートを通じて学ぶ。」ディベートは、論理的に考え話す力、ビジネスで通用する交渉力・提案力・営業力・プレゼンテーションの技術向上などを身に付けるために最適である。

はじめに、法人会の歴史について振り返り、ピーク時の平成9年には約6,000社近い会員数を誇っていたが、現在は約3,300社。また、青年部会も設立当初は156名いたが、現在は60名近くまで落ち込んでいる。この際、親会と青年部を区別せず、一つにしてはどうかについてディベートすることとなり、形式上、青年部は必要であるとする肯定派、不要であるとする否定派に分かれ議論していただいた。

肯定派は、同年代で気兼ねなく話せる青年部は必要である。青年部でワンクッションおき、親会で活かすための成長の場である。との意見。否定派は、親会に勉強するための委員会を作ればそこで活動はできる。親会、青年部両方会費を払うのは大変。などの意見がでた。両者一歩も譲らず白熱したやり取りが繰り広げられた。

ディベートを通じ、青年部は法人会の実行部隊として第一線で活動し、将来の郡山法人会を背負って立つ人材が育っていく重要な場所だという事を再認識した。また、ディベートを会社の会議などで行えば、新しい意見がでて経営に活かせるのではないかと。との感想もあった。その後、懇親会を開催し、参加者は和やかに交流を深めた。


次回は、5月17日に開催。テーマは「自社の経営理念(社是)について」。入塾ご希望の方は法人会事務局までご連絡下さい。




法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、会員のみならずと共々歩んでまいりました。これからも会員のみならずをお守りしてまいります。

 大同生命保険株式会社

郡山支社/福島県郡山市中町1-22
TEL 024-922-0860

 AIU損害保険株式会社

郡山支店/福島県郡山市中町1-22
(郡山大同生命ビル6F) TEL 024-932-0822

広報委員会より

今号より、法人こおりやま表紙、裏表紙をカラー化いたしました。今後も税務や経営についての最新情報発信および、郡山法人会の広報を充実してまいります。